

石巻市販売促進等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ地域経済を立て直すため、販路拡大を図るために行う事業に対して、予算の範囲内において石巻市販売促進等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する3者以上の事業者の連携体又は市内の3者以上の事業者が参加する事業を支援する団体等で、次条に規定する事業を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に行う物産市等の販売促進を伴う事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については補助の対象としない。

- (1) 補助対象者の人件費
- (2) 事業所等の運営経費
- (3) 食糧費に相当する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として適当でないと認める経費

2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、1補助対象事業当たりの補助限度額を50万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（市内に事業所を有する3者以上の事業者の連携体

が補助金の申請をする場合にあつては、その代表者。以下「申請者」という。)は、石巻市販売促進等支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号付表1)
- (2) 収支予算書(様式第1号付表2)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、石巻市販売促進等支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付の決定に係る補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、石巻市販売促進等支援事業費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更のない軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、石巻市販売促進等支援事業費補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第4号付表1)
- (2) 収支精算書(様式第4号付表2)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、石巻市販売促進等支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第5号)により当該交付決定者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

3 交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、石巻市販売促進等支援事業費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により補助金の概算払を受けた交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、速やかに補助金の精算をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付対象者が補助金の交付の条件に違反したと認めるときは、補助金の交

付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条の規定による補助金交付額確定通知書を通知した後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(指導監督)

第13条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な事項を指示することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効の際、現に補助金の交付を受けた者に係る第12条の規定は、前項の規定にかかわらず、当分の間、なお効力を有する。